

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会（第4回） 概要

日 時	平成 29 年 1 月 13 日（金） 17:30～20:45	
場 所	教育委員会会議室（関内駅前第一ビル 3 階 302 会議室）	
出席者	教育委員会事務局委員	小林教育次長、高倉総務部長、小椋教育政策推進等担当部長、魚屋教職員人事部長、上田施設部長、長谷川指導部長、奥田国際教育等担当部長、前田北部学校教育事務所長、小林職員課長、市川教職員人事課長
	関係局委員	松浦泉福祉保健センター担当部長、鈴木総務局コンプライアンス推進室長、田山市民局市民情報室長、細野こども青少年局こども福祉保健部長
欠席者	関係局委員	本吉健康福祉局生活福祉部長

議事概要

（1） 前回からの継続議論

前回会議から継続して検討を行うため、議論の整理を行った。

それぞれの検証・検討項目について、「改善すべき課題」、「課題の背景及び要因」、「再発防止策（課題解消の手立て）」、「再発防止策を実践する主体」という分類ごとに整理し、再発防止策の取りまとめに向けた議論を深めた。

また、平成 29 年 1 月 10 日に受領した保護者代理人からの「所見」を確認した。

（2） 質疑応答・意見交換

各委員より主に以下のテーマに関して質疑・意見があった。

《主な議論のテーマ》

再発防止策について

- ▶ いじめであろうが、非行・虞犯行為であろうが、何かあった時点で組織的に対応する仕組みづくりが必要ではないか。
- ▶ いじめと認識することは難しかったとしても、まずは生徒のシグナルを感じ取ることが大切だった。何らかの問題行動があったら、それはシグナルとして捉え、早期に対応を図るべき。
- ▶ 小学校の児童支援専任教諭と中学校の生徒指導専任教諭の協力も大切ではないか。また、児童支援専任教諭の代替として、授業等の業務補完のために配置される職員が非常勤というのは課題である。
- ▶ 保護者とのコミュニケーションが難しくなってしまった際に、学校が抱えこまず、組織として検討して、役割を分担させていく必要がある。
- ▶ 「課題の背景及び要因」については、実際の行動だけでなく、どうしてその行動が起こったのかという分析をすることによって、実効性のある再発防止策になるのではないか。

関係機関との連携について

- 学校での対応に限界があるなかで、「学校内のチームでの対応」だけでなく、福祉との連携が非常に重要。区役所の保健師、社会福祉職と学校教育事務所のSSW、指導主事との連携を進める必要がある。
- 昨年12月に、学校や社会福祉施設でも、要保護児童だけでなく、要支援児童も区役所や児童相談所に通告できる制度が厚生労働省から示された。今までどのようにするか、どこまで相談できるか分からなかったことも、そういうシステムができれば、学校も安心できると思う。
- カウンセラーについて、例えば要支援児童の場合のように、個人情報を超えて情報共有できる仕組みがないと、そもそも相談を受けても抱え込んでしまうことにもなりかねない。

スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用について

- SSWが、「保護者と良好な関係が構築できない場合の対応が想定されていない」、「校長の指揮下で対応することが想定されていない」ということが基本的な課題。
- 学校の中で福祉職が働くということは、福祉現場で働くよりかなりハードルは高いと思う。人材育成の推進が重要。
- 教職員にも、児童相談所などで一緒に働くなど、何らかの形で福祉の現場を知ってもらうことが必要。時間は掛かるかもしれないが、お互いの理解が進み、10年たったときに非常に有益になる。
- 区役所に児童相談所のワーカーが来て、児童相談所に区役所の保健士が行くようになってから、区役所と児童相談所の関係が随分良くなってきている。
- SSWは現在嘱託員となっているが、処遇の面での課題もクリアしていかなければいけない。
- 事案が発生した26年度当時、SSWはまだ体制が脆弱で、総括SSWもいなかった。
- 現在も、児童支援専任教諭が早期にSSWに相談できる体制は、あまり整っていないのではないかと。電話一本でSSWに直接相談できる体制を作ることが、もっとSSWを活用する早道。また、保護者が直接SSWに相談できる仕組みをつくることも、SSWの役割機能の見直しにつながるのではないかと。
- SSWに期待すれば問題がすべて解決するというわけではないので、しっかり現状を見たうえで、必要な手立てをうって、段階をふんで計画的にSSWが活躍できる環境を作っていかなければならない。

学校教育事務所による支援について

- 学校から学校教育事務所に寄せられる様々な相談の重要度、緊急度の基準が明確でなく、組織的な検討や対応方針を決定するプロセスに課題があったのではないかと。
- 学校教育事務所が課題を把握しても、「子どもを中心に学校と保護者の当事者間での解決が望ましい」と考えるあまり、学校への関わり方で積極性が欠けてしまった部分があったのではないかと。

- ▶ 保護者が藁をもつかむつもりで、事務所を頼ってきている時、「それは学校に言ってください」と言われたらどう思うか。真摯に反省しなければならない。
- ▶ 学校と保護者の齟齬ができるのは、十分なコミュニケーションがないことが原因である場合が多く、お互いを仲介する翻訳機能が求められている。学校と保護者の調整機能として、お互いの主張を何とかかみ合うような形に近づけていくというのが学校教育事務所の基本的な役割であることを再度徹底する必要があると思う。
- ▶ 心理教育専門家とスクールスーパーバイザーの制度が既にあるが、派遣が少なく、学校での周知徹底の部分で弱いところがあった。
- ▶ 学校課題の複雑化・多様化に対応するために、情報共有のあり方や、適切な記録の管理などがこれから重要になるのではないかな。
- ▶ 課題が緊急・重篤な場合は、学校教育事務所で指導主事、SSW、学校支援員等が課題解決支援チームを組んで学校の支援にあたっているが、その活用、充実を図っていく必要がある。
- ▶ 金銭の授受問題に関して学校教育事務所は学校に対し、警察の指導、協力を仰ぐよう助言していたが、事態が膠着した段階での適時的な連携や対応、学校指導まで及んでいなかった。関係機関との情報共有や適時に連携して課題解決を図れる体制づくりが必要。
- ▶ 重篤化が懸念される事案が多くなっているため、様々な関係機関の連携も大事。学校警察連絡協議会、児童相談所の相談機能、区役所との連携など、様々なチャンネルを活用して、子供や保護者の孤立化を防ぎ、親身に寄り添った協力的な支援が必要。

重大事態の判断について

- ▶ いじめ防止対策推進法に基づく制度や仕組みを作ったら、実際、誰が、どうやって重大事態と判断するのか。判断に必要な記録も、しっかりとしたルールや基準がない。学校長がいじめ重大事態であるかどうかを一元的に判断するという事は、頻繁にある事態ではないことなので、現実的に難しかったと思う。
- ▶ いじめは子どもに対する教育的指導によって解決できる事案も多くあるが、保護者の理解も得なければ、解決したことになる。保護者の訴えに対して、早い段階で対応する、あるいは、学校だけでは解決できないと思ったら、初期の段階で専門家の知見を活用するような形で解決していくという方法もあるのではないかな。
- ▶ 記録の方法や調査の方法、緊急度の判断基準やケースカンファレンスの実施について、きちんと制度として体系化していく必要がある。そのための物理的な環境として、コンピュータシステムの導入も考えられるのではないかな。実施体制も必要。
- ▶ 重大事態が疑われる場合は、いじめ防止対策推進法の28条調査があるが、それに至る前に学校での調査がある。重大事態の調査に入る前に専門家を送って、客観的な視点で、解決に結びつくような調査をやってもらうことも考えられる。
- ▶ 28条調査の前の、前捌きのような対応については、少し整理したい。弁護士など様々な人に協力してもらって解決を図るということとあわせて、学校自体の解決力を高めていかななくてはならない。

(3) その他

- ・ 第五回検討委員会の開催日時については、別途調整する。

以上